

土地条件データ整備・更新作業要領
及び同運用基準

令和2年3月

国土地理院応用地理部

土地条件データ整備・更新作業要領及び同運用基準

目 次

第1章 総則

第1節 総則

第1条 目的

第2条 他の規程等との関係

第3条 運用に関する指示

第4条 用語の定義

第2節 土地条件データの規格等

第5条 土地条件データの規格等

第3節 作業区分及び順序

第6条 作業区分及び順序

第4節 工程管理及び精度管理

第7条 工程管理

第8条 作業記録の作成

第9条 精度管理

第2章 土地条件データ整備作業

第1節 計画・準備

第10条 計画・準備

第11条 作業計画

第12条 準備する資料等

第13条 機器等の準備

第2節 地形判読及び数値化作業

第14条 地形特性・分布状況の把握

第15条 地形判読及び数値化作業

第16条 土地条件データの取得基準

第17条 地形表現データを用いた地形判読

第18条 空中写真を用いた地形判読

第19条 地図画像データ等を用いた地形判読

第20条 現地調査

第3節 成果データファイル作成

第21条 成果データファイル作成

第22条 成果点検

第3章 土地条件データ一部更新作業（自然地形）

第1節 計画・準備

第23条 計画・準備

第24条 作業計画

第25条 準備する資料等

第26条 機器等の準備

第2節 地形判読及び数値化作業

第27条 地形特性・分布状況の把握

第28条 地形判読及び数値化作業

第29条 土地条件データの取得基準

第30条 空中写真を用いた地形判読

第31条 旧版地図等を用いた地形判読

第32条 現地調査

第33条 地形分類データの編集

第3節 成果データファイル作成

第34条 成果データファイル作成

第35条 成果点検

様式1 土地条件データ整備・更新作業 作業記録

様式2 土地条件データ整備・更新作業 精度管理表

別紙1 土地条件データ整備・更新作業 地形分類項目及び属性コード表

別紙2 土地条件データ整備・更新作業 属性コードファイル仕様

土地条件データ取得基準

土地条件データ整備・更新作業要領及び同運用基準

第1章 総則

第1節 総則

(目的)

第1条 この「土地条件データ整備・更新作業要領」(以下「作業要領」という。)は、測量法(昭和24年法律第188号)第4条に定める基本測量のうち、土地条件データを整備又は更新するための作業方法を定めることにより、土地条件データの規格を統一するとともに、必要な精度を確保することを目的とする。

(他の規程等との関係)

第2条 土地条件データを整備又は更新するための一連の作業は、他に特に定めがある場合を除いて、この作業要領の定めるところによるものとする。

(運用に関する指示)

第3条 応用地理部長は、必要があると認める場合には、本要領に基づく運用に関して指示することができる。

(用語の定義)

第4条 この作業要領における用語の定義は次に定めるところによる。

- 一 土地条件データとは、この要領に基づき作成された地図情報レベル25,000の土地条件ベクタデータファイル(シェープファイル形式)をいう。
- 二 土地条件データ整備作業とは、土地条件データ(自然地形及び人工地形)を新規に整備(既存整備地域を含む)する作業をいう。
- 三 土地条件データ一部更新作業(自然地形)とは、「数値地図25000(土地条件)」の整備済範囲のうち、人工改変等により自然地形データが整備されていない範囲について、自然地形を追加整備する作業をいう。
- 四 水涯線データとは、地理空間情報活用推進基本法第2条第3項の基盤地図情報に係る項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する省令(平成19年国土交通省令第78号)基本項目の水涯線又は数値地図(国土基本情報)水部等データのうち、水域のポリゴンデータをいう。
- 五 数値標高モデル(DEM)データとは、基盤地図情報数値標高モデルをいう。
- 六 地形表現データとは、数値標高モデル(DEM)データから得た傾斜量データや標高段彩データ等をいう。
- 七 地形分類図とは、土地条件図、沿岸海域土地条件図等の、地形分類が示された既存の地図の印刷図及びラスターデータをいう。
- 八 地形分類データとは、地形分類図をベクタ化した「数値地図25000(土地条件)」、治水地形分類図(更新版)等の既存のベクタデータをいう。

第2節 土地条件データの規格等

(土地条件データの規格等)

第5条 土地条件データの規格、取得事項及び取得方法は、「土地条件データ取得基準(以下「取得基準」という。)」による。

第3節 作業区分及び順序

(作業区分及び順序)

第6条 作業区分及び順序は、原則として次の各号のとおりとする。

- 一 計画・準備
- 二 地形判読及び数値化作業
- 三 成果データファイル作成

第4節 工程管理及び精度管理

(工程管理)

第7条 作業責任者は、作業の全般にわたり適切な工程管理を行わなければならない。

(作業記録の作成)

第8条 作業責任者は、各作業の終了後、作業記録を速やかに作成する。

<第8条 運用基準>

作業記録は、様式1に基づき作成する。

(精度管理)

第9条 点検者及び作業責任者は、測定の正確さを確保するため、作業の全般にわたり適切な精度管理を行わなければならない。

2 点検者及び作業責任者は、精度管理を行った結果に基づいて精度管理表を作成する。

<第9条 運用基準>

整理した精度管理の結果は、様式2の精度管理表に記載するものとする。

第2章 土地条件データ整備作業

第1節 計画・準備

(計画・準備)

第10条 計画・準備とは、作業の実施に先立ち、作業計画を作成し、各作業に必要な機器等（物品・機材）及び資料の準備並びに測量法に定める手続等を実施することをいう。

<第10条 運用基準>

測量法に定める手続きは、次の各号により実施する。

- (1) 資料収集の協力依頼の通知（測量法第13条）
- (2) 基本測量の通知（測量法第14条）

(作業計画)

第11条 作業計画とは、作業着手前に作業地域、作業量及び完成時期等を考慮して、作業方針、作業方法、使用する文献・資料、主要な機器及び日程等について定めた計画をいう。

<第11条 運用基準>

作業計画の立案にあたっては、一連の作業を効率的に実施するため、使用する主要な機器、要員、作業手順及び実施方法等について十分考慮する。

(準備する資料等)

第12条 準備する資料は、次の各号のとおりとする。

- 一 空中写真（単写真及び正射写真画像）
- 二 地形図及び旧版地図等の画像データ（以下、「地図画像データ」という。）
- 三 数値標高モデル（DEM）データ
- 四 水涯線データ
- 五 地形分類図、地形分類データ及び資料図
- 六 地形、地質、地盤、古地理、河川史及び干拓史等に関する文献資料
- 七 その他必要な資料

<第12条 運用基準>

- 1 空中写真とは、戦後最初の空中写真（国土地理院撮影：縮尺1万分1～2万分1）（以下「戦後最初の写真」という。）及び終戦直後の空中写真（米軍写真：縮尺1万分1～4万分1）（以下「米軍写真」という。）の単写真及び正射写真画像をいう。
- 2 地図画像データとは、最新の2万5千分1地形図及び戦前に作成された測量図の画像データをいう。
- 3 地形分類図、地形分類データ及び資料図とは、第4条で定義するもののほか、土地分類基本調査（土地履歴調査）の地形分類図、火山土地条件図、活断層図、湖沼湿原調査の地形分類図、地質図、地すべり地形分布図等の印刷図又は数値データをいう。
- 4 地形、地質、地盤、古地理、河川史及び干拓史等に関する文献資料とは、地形学図、地盤図、地質図、地質柱状図、古地理図、河川史及び干拓史等を含む既存の論文及び報告書等をいう。
- 5 その他必要な資料とは、土地条件データ作成に必要な資料のうち、前各項に示す資料以外のものをいう。

(機器等の準備)

第13条 作業計画に基づき、各作業に必要な機器等(物品・機材)を準備する。

第2節 地形判読及び数値化作業

(地形特性・分布状況の把握)

第14条 地形判読作業を行うにあたっては、第12条で収集した資料を検討、分析・整理することにより、地形概観等を把握する。

2 地形判読作業と並行して、地形特性・分布状況について把握する。

(地形判読及び数値化作業)

第15条 第14条の作業と並行して、空中写真の実体視、数値標高モデル(DEM)データから作成した地形表現データ及び地図画像データ等により地形を判読し、土地条件データとして数値化する。

2 自然地形を分類した自然地形データと、人工地形を分類した人工地形データを数値化の対象とする。

<第15条 運用基準>

- 1 数値化とは、GISソフト等を用いて、ポリゴンの編集及び構造化を行う作業をいう。
- 2 土地条件データは位相構造を保持した形式で作成する。
- 3 ポリゴンが複数の2次メッシュに跨る場合は、2次メッシュごとのポリゴンとする。
- 4 各区画の間に不整合が生じないようにする。
- 5 レイヤ名及び属性コードは別紙1のとおりとする。
- 6 地形判読の過程において判読できなかった事項等は、問題点としてまとめ、必要に応じて現地調査で確認し、数値化を行う。

(土地条件データの取得基準)

第16条 土地条件データの取得事項、取得対象の選択及び取得方法は、取得基準のとおりとする。

<第16条 運用基準>

- 1 地形分類の界線は、原則として傾斜量の不連続線(傾斜変換点を連ねた線)に対応して取得するものとする。
- 2 低地の一般面の判読にあたっては、地形面の平均縦断勾配を求め、地形判読の参考資料とする。
- 3 微地形の判読にあたっては、標高段彩データを作成して、地形判読の参考資料とする。

(地形表現データを用いた地形判読)

第17条 数値標高モデル(D E M)から作成した傾斜量データ及び標高段彩データ等の地形表現データを用いて地形を判読し、数値化する。

(空中写真を用いた地形判読)

第18条 第17条の手法で地形を判読できない箇所について、空中写真の実体視を行って地形を判読し、数値化する。

2 数値化は、空中写真のオルソ画像又は正規化した単写真を背景に使用する。

(地図画像データ等を用いた地形判読)

第19条 第17条及び第18条の手法で地形判読できない箇所について、地図画像データや干拓史等の文献資料を用いて地形を判読し、数値化する。

(現地調査)

第20条 第17条、第18条及び第19条の手法で地形判読できない箇所について、以下の項目を現地で調査・確認し、数値化する。

- 一 地形判読の過程で生じた疑問点及び不明確な事項
 - 二 地形判読の結果が、既存の地形分類図及び地形分類データと著しく異なる地形
- 2 現地調査は、露頭調査や簡易ボーリング調査等の詳細な観察等により行う。
 - 3 露頭調査や簡易ボーリング調査等の調査地点を整理する。
 - 4 現地調査の結果は、野帳、地形図又は空中写真等に記録・描示して整理する。
 - 5 現地で撮影した写真は、その撮影月日、地点、目的、撮影方向等を地形図等に整理する。
 - 6 現地調査の結果を踏まえ、土地条件データとして数値化する。

<第20条 運用基準>

- 1 露頭調査や簡易ボーリング調査等の結果は、構成物質等の地質の特徴について写真、スケッチ及び柱状図として記録し、地形との関係を考慮して整理する。

第3節 成果データファイル作成

(成果データファイル作成)

第21条 土地条件データの成果データファイルは、属性コードファイル仕様に従って、2次メッシュ単位で作成する。

<第21条 運用基準>

- 1 属性コードファイル仕様は別紙2のとおりとする。

(成果点検)

第22条 土地条件データの成果データファイルの点検を行い、誤り等のある場合は修正を行う。

- 2 点検者は、前項の点検結果の確認を行うため点検を行い、必要な修正を求めることができる。
- 3 点検者は、前項の点検結果を精度管理表に記載する。
- 4 作業責任者は、前項の精度管理表の記載の適否を点検する。

<第22条 運用基準>

- 1 点検を受ける成果等は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 土地条件データ
 - (2) その他の資料
- 2 精度管理表は様式2に基づき、2次メッシュ単位で作成する。

第3章 土地条件データ一部更新作業（自然地形）

第1節 計画・準備

(計画・準備)

第23条 計画・準備とは、作業の実施に先立ち、作業計画を作成し、各作業に必要な機器等（物品・機材）及び資料の準備並びに測量法に定める手続等を実施することをいう。

<第23条 運用基準>

- 測量法に定める手続きは、次の各号により実施する。
- (1) 資料収集の協力依頼の通知（測量法第13条）
 - (2) 基本測量の通知（測量法第14条）

(作業計画)

第24条 作業計画とは、作業着手前に作業地域、作業量及び完成時期等を考慮して、作業方針、作業方法、使用する文献・資料、主要な機器及び日程等について定めた計画をいう。

<第24条 運用基準>

作業計画の立案にあたっては、一連の作業を効率的に実施するため、使用する主要な機器、要員、作業手順及び実施方法等について十分考慮する。

(準備する資料等)

第25条 準備する資料は、次の各号のとおりとする。

- 一 空中写真（単写真及び正射写真画像）
- 二 地図画像データ
- 三 地形分類図、地形分類データ及び資料図
- 四 地形、地質、地盤、古地理、河川史及び干拓史等に関する文献資料
- 五 その他必要な資料

<第25条 運用基準>

- 1 空中写真とは、戦後最初の写真及び米軍写真の単写真及び正射写真画像をいう。
- 2 地図画像データとは、2万5千分1土地条件図又は「数値地図25000（土地条件）」の作成時における地形図及び戦前に作成された測量図の画像データをいう。
- 3 地形分類図、地形分類データ及び資料図とは、第4条で定義するもののほか、土地分類基本調査（土地履歴調査）の地形分類図、火山土地条件図、活断層図、湖沼湿原調査の地形分類図、地質図、地すべり地形分布図等の印刷図又は数値データをいう。
- 4 地形、地質、地盤、古地理、河川史及び干拓史等に関する文献資料とは、地形学図、地盤図、地質図、地質柱状図、古地理図、河川史及び干拓史等を含む既存の論文及び報告書等をいう。
- 5 その他必要な資料とは、土地条件データ作成に必要な資料のうち、前各項に示す資料以外のものをいう。

(機器等の準備)

第26条 作業計画に基づき、各作業に必要な機器等（物品・機材）を準備する。

第2節 地形判読及び数値化作業

(地形特性・分布状況の把握)

第27条 自然地形判読作業を行うにあたっては、第25条で収集した資料を検討、分析・整理することにより、地形概観等を把握する。

- 2 地形判読作業と並行して、地形特性・分布状況について把握する。

(地形判読及び数値化作業)

第28条 第27条の作業と並行して、空中写真の実体視及び地図画像データ等により地形を判読し、土地条件データとして数値化する。

- 2 自然地形を分類した自然地形データを数値化の対象とする。

<第28条 運用基準>

- 1 数値化とは、GISソフト等を用いて、ポリゴンの編集及び構造化を行う作業をいう。
- 2 土地条件データは位相構造を保持した形式で作成する。
- 3 ポリゴンが複数の2次メッシュに跨る場合は、2次メッシュごとのポリゴンとする。
- 4 各区画の間に不整合が生じないようにする。
- 5 レイヤ名及び属性コードは別紙1のとおりとする。
- 6 自然地形判読において判読できなかった事項等は、問題点としてまとめ、必要に応じて現地調査で確認し、数値化を行う。

(土地条件データの取得基準)

第29条 土地条件データの取得事項、取得対象の選択及び取得方法は、取得基準のとおりとする。

(空中写真を用いた地形判読)

第30条 空中写真の実体視を行って自然地形を判読し、数値化する。

<第30条 運用基準>

- 1 地形分類データの自然地形を考慮し、界線や分類項目等を整合させる。
- 2 地形分類データの自然地形と不整合が生じる場合は、必要に応じて地形分類データの自然地形の修正を行う。

(旧版地図等を用いた地形判読)

第31条 第30条の手法で地形判読できない箇所について、地図画像データや干拓史等の文献資料を用いて地形を判読し、数値化する。

<第31条 運用基準>

- 1 地形分類データの自然地形を考慮し、界線や分類項目等を整合させる。
- 2 地形分類データの自然地形と不整合が生じる場合は、必要に応じて地形分類データの自然地形の修正を行う。

(現地調査)

第32条 第30条、第31条の手法で地形判読できない箇所について、必要に応じて以下の項目について現地で調査・確認する。

- 一 地形判読の過程で生じた疑問点及び不明確な事項
 - 二 地形判読の結果が、既存の地形分類図及び地形分類データと著しく異なる地形
- 2 現地調査は、露頭調査や簡易ボーリング調査等の詳細な観察等により行う。
 - 3 露頭調査や簡易ボーリング調査等の調査地点を整理する。
 - 4 現地調査の結果は、野帳、地形図又は空中写真等に記録・描示して整理する。
 - 5 現地で撮影した写真は、その撮影月日、地点、目的、撮影方向等を地形図等に整理する。
 - 6 現地調査の結果を踏まえ、土地条件データとして数値化する。

<第32条 運用基準>

- 1 露頭調査や簡易ボーリング調査等の結果は、構成物質等の地質の特徴について写真、スケッチ及び柱状図として記録し、地形との関係を考慮して整理する。

(地形分類データの編集)

第33条 地形分類データを取得基準のとおり編集し、第30条、第31条、第32条で作成したデータと統合する。

<第33条 運用基準>

- 1 第30条、第31条、第32条で作成したデータとの間に、不整合が生じないようにする。

第3節 成果データファイル作成

(成果データファイル作成)

第34条 土地条件データの成果データファイルは、属性コードファイル仕様に従って、2次メッシュ単位で作成する。

<第34条 運用基準>

- 1 属性コードファイル仕様は別紙2のとおりとする。

(成果点検)

第35条 土地条件データの成果データファイルの点検を行い、誤り等のある場合は修正を行う。

- 2 点検者は、前項の点検結果の確認を行うため点検を行い、必要な修正を求めることができる。
- 3 点検者は、前項の点検結果を精度管理表に記載する。
- 4 作業責任者は、前項の精度管理表の記載の適否を点検する。

<第35条 運用基準>

- 1 点検を受ける成果等は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 土地条件データ
 - (2) その他の資料
- 2 精度管理表は様式2に基づき、2次メッシュ単位で作成する。

附 則

この要領は、令和元年5月8日から施行する。

制定 令和元年5月8日 国地応企第6号

様式 1

土地条件データ整備・更新作業 作業記録

作成年度		作業地区名	
作業機関		作業期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
作業責任者		点検者	

作業工程区分	作業期間		所要人日数	作業班長	点検者	作業者
	開 始	完 了				
計画・準備	/	/				
地形判読及び数値化作業	/	/				
成果データファイル作成	/	/				

土地条件データ整備・更新作業 精度管理表

作成年度		作業地区名	
2次メッシュ名(図名)		作業期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
作業機関		点検者	
作業責任者			

1. 目視点検(出力図)

項目	誤記	脱落	総数	項目	誤記	脱落	総数
山地斜面等				砂州・浜堤			
崖				砂丘			
地すべり地形(滑落崖)				砂州上・砂丘上の凹地			
地すべり地形(移動体)				後背低地			
山麓堆積地形				旧河道			
台地(更新世段丘面)				扇状地上の旧河道			
台地(完新世段丘面)				河川敷・浜			
台地(時代未区分)				湿地			
台地(段丘面)上の浅い谷				水部			
扇状地				旧水部(埋立地・干拓地)			
谷底平野・氾濫原				切土地			
海岸平野・三角州				盛土地・埋立地			
河川沿いの微高地				干拓地			
天井川沿いの微高地				改変工事中の区域			

※「総数」には各項目単位のポリゴンの総数を記載。

2. 論理点検

項目	エラー数	項目	エラー数
ポリゴン数と属性数の一致		ポリゴンの閉塞	
隣接図面との接合関係		ポリゴンの重なり	
その他			

土地条件データ整備・更新作業 地形分類項目及び属性コード表

大分類	中分類	小分類	大コード	中コード	小コード	コード	旧コード	レイヤ番号	レイヤ名			
山地	山地斜面等	山地斜面等	1	01	01	10101	10101	1	shizen			
							11201	1	shizen			
							11202	1	shizen			
							11203	1	shizen			
							11204	1	shizen			
		崖			02	10102	10202	1	shizen			
	10204	1		shizen								
	集動地形	地すべり地形（滑落崖）		03	10203	10205	1	shizen				
						10204	1	shizen				
		山麓堆積地形		05	10205	10401	1	shizen				
						10402	1	shizen				
						10403	1	shizen				
						10404	1	shizen				
						10406	1	shizen				
10407			1			shizen						
台地	台地の一般面	台地（更新世段丘面）	2	03	06	20306	10301	1	shizen			
							10302	1	shizen			
							10303	1	shizen			
							10304	1	shizen			
							10308	1	shizen			
		10314			1	shizen						
		台地（完新世段丘面）			07	20307	10305	1	shizen			
							10508	1	shizen			
							台地（時代未区分）	08	20308	10306	1	shizen
										10307	1	shizen
	10310			1						shizen		
	10312	1		shizen								
	10601	1		shizen								
	台地の微低地	台地（段丘面）上の浅い谷		04	09	20409	10601	1	shizen			
低地	低地の一般面	扇状地	3	05	10	30510	10501	1	shizen			
							10502	1	shizen			
		谷底平野・氾濫原			11	30511	10701	1	shizen			
							10702	1	shizen			
							海岸平野・三角州	12	30512	10705	1	shizen
										10503	1	shizen
	低地の微高地	河川沿いの微高地		13	30613	10506	1	shizen				
						10507	1	shizen				
		天井川沿いの微高地		14	30614	10505	1	shizen				
						10504	1	shizen				
						10601	1	shizen				
		砂州・浜堤		15	30615	10504	1	shizen				
						10601	1	shizen				
	砂丘	16		30616	10601	1	shizen					
10601			1		shizen							
砂州上・砂丘上の凹地	17	30617	10601	1	shizen							
			10601	1	shizen							
			10601	1	shizen							
			10601	1	shizen							
低地の微低地	後背低地	18	30718	10703	1	shizen						
				10704	1	shizen						
	旧河道	19	30719	10704	1	shizen						
				10805	1	shizen						
扇状地上の旧河道	20	30720	10704	1	shizen							
			10704	1	shizen							

土地条件データ整備・更新作業 地形分類項目及び属性コード表

大分類	中分類	小分類	大コード	中コード	小コード	コード	旧コード	レイヤ番号	レイヤ名	
水部等	瀕水地形	河川敷・浜	4	08	21	40821	10801	1	shizen	
							10802	1	shizen	
							10803	1	shizen	
							10807	1	shizen	
							10808	1	shizen	
	湿地	22		40822	10804	1	shizen			
	水部	水部		旧水部（埋立地・干拓地）	09	23	40923	10806	1	shizen
								10901	1	shizen
								10903	1	shizen
								10904	1	shizen
人工地形	人工地形	切土地	5	10		25	51025	11001	2	jinko
					11003			2	jinko	
					11009			2	jinko	
					11011			2	jinko	
		盛土地・埋立地			26	51026	11004	2	jinko	
							11006	2	jinko	
							11007	2	jinko	
		干拓地			27	51027	11014	2	jinko	
		11008					2	jinko		
		改変工事中の区域			28	51028	11010	2	jinko	

【注】土地条件データ整備作業成果の旧コードは、太枠内のコードを使用すること。
 土地条件データ一部更新作業(自然地形)成果の旧コードは、既存の「数値地図25000(土地条件)」のコードを使用すること。

土地条件データ整備・更新作業 属性コードフォーマイル仕様

属性テーブルの入力様式

(作成例)

ID番号	大分類	中分類	小分類	大コード	中コード	小コード	コード	旧コード	図葉名	整備年	編集年
1	山地	山地斜面等	山地斜面等	1	01	01	10101	10101	焼津	1970	2020
2	低地	低地の一般面	扇状地	3	05	10	30510	10501	焼津	1970	2020
3	低地	低地の微高地	砂州・浜堤	3	06	15	30615	10505	焼津	1970	2020
...

【注】 ID番号：各地物ごとに固有にもつ番号。番号のだぶりやとびが無いようにする。

図葉名：原則として2万5千分1地形図郭の名称とする。

旧コード：数値地図25000(土地条件)のVersion1.2,3におけるコード。

整備年：土地条件図または土地条件データ整備の実施年とする。

編集年：土地条件データ一部更新の実施年とする。

属性フィールドの様式

フィールド名	型(Type)	長さ(byte)
ID番号	Integer	6
大分類	String	255
中分類	String	255
小分類	String	255
大コード	String	1
中コード	String	2
小コード	String	2
コード	String	5
旧コード	String	5
図葉名	String	255
整備年	String	10
編集年	String	10

土地条件データ取得基準

土地条件データ取得基準

目 次

第1章 総 則

第1節 総 則

第1条 目 的

第2条 土地条件データの性格

第3条 取得基準の運用に関する指示

第2節 土地条件データの規格等

第4条 規 格

第3節 取得の原則

第5条 取得する事項

第6条 取得する対象

第7条 取得の方法

第8条 取得事項の取捨選択及び総合描示

第9条 取得事項の転位

第10条 取得事項の重複

第2章 土地条件データの取得項目及び取得基準

第11条 取得項目及び取得基準

地形分類取得基準表

第1章 総 則

第1節 総 則

(目 的)

第1条 この取得基準は、測量法（昭和24年法律第188号）第4条に定める基本測量のうち、土地条件データの作成について、取得する事項及び用語を定め、かつ取得する対象の選択及び取得方法の原則を定めることを目的とする。

(土地条件データの性格)

第2条 土地条件データとは、防災、保全、開発、管理等に関する調査及び計画に資することを目的として、地表面の自然地形及び人工地形を正確、かつ詳細に表示したデータをいう。

(取得基準の運用に関する指示)

第3条 応用地理部長は、取得する事項の選択及び取得事項の運用に関して、必要がある場合には指示することができる。

第2節 土地条件データの規格等

(規 格)

第4条 土地条件データの規格は、次の各号のとおりとする。

- 一 位置の基準は、測量法第11条の定めによる。
- 二 土地条件データは、2次メッシュ（行政管理庁告示第143号の2次地域区画）単位で作成する。
- 三 土地条件データの座標値は、緯度、経度とする。

<第4条 運用基準>

- 1 土地条件データの座標値は、度単位とする。
- 2 座標値の有効桁数は、小数点以下8桁とする。

第3節 取得の原則

(取得する事項)

第5条 土地条件データで取得する事項は、第2章に規定する各事項とする。

(取得する対象)

第6条 土地条件データで取得する対象は、調査時に現存するもの及び建設中のものとし、人工地形として取得した範囲は人工改変前の自然地形も取得する。

(取得の方法)

第7条 土地条件データで取得する事項は、第2章の規定により正確に取得する。

- 2 取得する対象は、上方からの正射影の位置に、第2章の規定に基づいて適切に表示する。ただし、特に定められたものについては、この限りでない。

(取得事項の取捨選択及び総合描示)

第8条 土地条件データで取得する事項の取捨選択及び総合描示に当たっては、次の各号

により取得する。

- 一 取得する事項の取捨選択に当たっては、対象の重要度とその形態及び分布の状況をよく考察し、重要度の高い事項を省略することのないようにする。
- 二 取得する事項の総合描示に当たっては、対象の形態の特徴をよく考察し、必要に応じて図形を多少修飾し、現況を理解し易いように取得する。

(取得事項の転位)

第9条 土地条件データで取得する事項は、やむを得ない場合に限り、必要最小限の転位を行うことができる。

(取得事項の重複)

第10条 自然地形同士及び人工地形同士は重複してはならない。

第2章 土地条件データの取得項目及び取得基準

(取得項目及び取得基準)

第11条 土地条件データの取得項目及び取得基準は、地形分類取得基準表（以下「取得基準表」という。）による。

- 2 取得基準表に定められた基準に満たない取得対象であっても、必要と認められた場合は取得することができる。